

財務諸表

第14期

自 2016年7月 1日
至 2017年6月30日

活動計算書
貸借対照表
財産目録

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

2016年度 活動計算書

2016年 7月 1日から 2017年 6月 30日まで

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	168,000		
賛助会員受取会費	1,271,000	1,439,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	16,009,831	16,009,831	
3 受取助成金等			
受取補助金	8,568,117	8,568,117	
4 事業収益			
国内外の貧困解消及び緊急援助の ための人材派遣事業(GV事業)	60,637,380	60,637,380	
5 その他収益			
受取利息	10,799		
為替差益	235,466		
その他	20,000	266,265	
経常収益計			86,920,593
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	14,245,532		
法定福利費	2,016,565		
福利厚生費	39,438		
通勤費	1,044,139		
教育訓練費	402,675		
人件費計	17,748,349		
(2)その他経費			
工事費	2,659,408		
寄付金	39,041,282		
保険料	2,758,162		
地代家賃	4,214,322		
水道光熱費	259,690		
消耗品費	486,816		
減価償却費	305,365		
旅費交通費	4,251,411		
会議費	19,036		
通信費	602,963		
郵便・荷造運賃	100,962		
広告宣伝費	912,357		
業務委託費	936,557		
銀行手数料	259,022		
諸会費	290,613		
その他経費計	57,097,966		
事業費計		74,846,315	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	3,806,090		
法定福利費	598,665		
福利厚生費	17,491		
通勤費	118,845		
教育訓練費	5,500		
人件費計	4,546,591		
(2)その他経費			
保険料	1,552		
地代家賃	777,750		

水道光熱費	47,926		
消耗品費	48,725		
減価償却費	44,820		
旅費交通費	6,877		
会議費	133,563		
通信費	50,527		
郵便・荷造運賃	6,314		
経営指導料	1,975,440		
業務委託費	718,409		
弁護士会計士等報酬	1,296,000		
租税公課	5,380		
銀行手数料	92,007		
諸会費	51,787		
その他経費計	5,257,077		
管理費計		9,803,668	
経常費用計			84,649,983
当期経常増減額			2,270,610
Ⅲ 経常外費用			
移転費用		277,776	
固定資産除却損		1,065,600	
経常外費用計			1,343,376
税引前当期正味財産増減額			927,234
法人税、住民税及び事業税			0
前期繰越正味財産額			27,802,363
次期繰越正味財産額			28,729,597

2016年度 貸借対照表

2017年6月30日 現在

特定非営利活動法人

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	39,308,817		
前払費用	495,885		
流動資産合計		39,804,702	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物	502,046		
什器備品	634,677		
有形固定資産計	1,136,723		
(2)投資その他の資産			
敷金	1,000,000		
保証金	1,500,000		
投資その他の資産計	2,500,000		
固定資産合計		3,636,723	
資 産 合 計			43,441,425
II 負債の部			
1 流動負債			
未払費用	2,808,743		
前受金	10,161,000		
預り金	1,742,085		
流動負債合計		14,711,828	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負 債 合 計			14,711,828
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		27,802,363	
当期正味財産増加額		927,234	
正 味 財 産			28,729,597
負債及び正味財産合計			43,441,425

2016年度 財産目録

2017年6月30日 現在

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金		
普通預金 三菱東京UFJ銀行 新宿西支店	36,244,106	
普通預金 三菱東京UFJ銀行 新宿西支店(米ドル口)	1,624,474	
普通預金 三井住友銀行中野坂上支店	515,644	
郵便貯金	924,593	
前払費用	495,885	
流動資産合計		39,804,702
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
電気・電話工事	502,046	
電話設備	634,677	
有形固定資産計	1,136,723	
(2)投資その他の資産		
敷金	1,000,000	
保証金	1,500,000	
投資その他の資産計	2,500,000	
固定資産合計		3,636,723
資 産 合 計		43,441,425
II 負債の部		
1 流動負債		
未払費用	2,808,743	
前受金	10,161,000	
預り金	1,742,085	
流動負債合計		14,711,828
2 固定負債		
固定負債合計		0
負 債 合 計		14,711,828
正 味 財 産		28,729,597

財務諸表の注記

1 重要な会計方針
財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
定額法を採用しています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
該当事項はありません。
- (3) ボランティアによる役務の提供
該当事項はありません。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 表示方法の変更
(活動計算書)
前事業年度において、「受取寄附金」に含めていた「国内外の貧困解消及び緊急援助のための人材派遣事業(GV事業)」に係る収益は、表示上の明瞭性を高めるため、当事業年度より「事業収益」に変更して表示することとしました。

3 用途等が制約された寄附金等の内訳
用途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。
従って当法人の正味財産 28,729,597円のうち用途が特定されている金額はありません。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
熊本県西原村における地震被災者支援事業	Alwaleed Philanthropies	0	4,881,834	4,881,834	0	当該事業として前年に交付の決定を受けた8.2万ドル(8,568,117円)は当期に入金しました。ただし、このうち3,686,283円は前年に事業実施済みのため前期の助成金として計上していました。
合 計		0	4,881,834	4,881,834	0	

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	1,495,800	522,504	1,495,800	522,504	△ 20,458	502,046
什器備品	1,795,512	0	0	1,795,512	△ 1,160,835	634,677
投資その他の資産						
敷金	1,863,450	1,000,000	1,863,450	1,000,000	-	1,000,000
保証金	0	1,500,000	0	1,500,000	-	1,500,000
	5,154,762	3,022,504	3,359,250	4,818,016	△ 1,181,293	3,636,723

* 2016年12月に事務所を移転しました。

5 役員及びその近親者との取引の内容
該当する役員及びその近親者との取引はありません。

6 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 事業費と管理費の按分方法


各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当については従事割合に基づき按分しています。

独立監査人の監査報告書

2017年8月23日

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン
理事長 後藤光彌 殿

監査法人 双研社
代表社員 公認会計士
業務執行社員
代表社員 公認会計士
業務執行社員

渡辺 篤 
淡路 洋平 

当監査法人は、特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンの2016年7月1日から2017年6月30日までの2016年度（FY17：2016年7月～2017年6月）の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、活動計算書、財務諸表の注記及び財産目録について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、NPO法人会計基準に準拠して財務諸表等を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、すべての重要な点において、NPO法人会計基準に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上